

**緑の募金に関する法律・規則および  
公益社団法人高知県森と緑の会定款・規程集**

公益社団法人高知県森と緑の会

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律     | 1  |
| 2. 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則 | 6  |
| 3. 公益社団法人高知県森と緑の会定款          | 8  |
| 4. 公益社団法人高知県森と緑の会会費規程        | 17 |
| 5. 公益社団法人高知県森と緑の会市町村支部設置規程   | 18 |

# 1. 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

(平成七年五月八日法律第八十八号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民」と総称する。）が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もって我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「森林整備等」とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- 一 森林の整備
  - 二 緑化の推進
  - 三 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力
- 2 この法律において「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいう。

(基本理念)

**第三条** 森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

(啓発活動)

**第四条** 国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

## 第二章 都道府県緑化推進委員会

(指定等)

**第五条** 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「都道府県緑化推進委員会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 都道府県緑化推進委員会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

**第六条** 都道府県緑化推進委員会は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

- 二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金の交付を行うこと。
- 三 森林整備等の事業を行うこと。
- 四 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(運営協議会)

**第七条** 都道府県緑化推進委員会は、運営協議会を置くものとする。

- 2 運営協議会は、都道府県緑化推進委員会の諮問に応じ、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
- 3 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

(事業計画書等)

**第八条** 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

**第九条** 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(改善命令)

**第十条** 都道府県知事は、第六条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

**第十二条** 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第六条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。
  - 二 指定に関し不正の行為があったとき。
  - 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

**第十三条** 前条第一項の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

### 第三章 国土緑化推進機構

(指定)

**第十四条** 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

- 第十四条** 前条の指定を受けた者（以下「国土緑化推進機構」という。）は、緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。
  - 二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適當なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに対して交付金の交付を行うこと。
  - 三 森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適當なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。
  - 四 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。
  - 五 都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。
  - 六 都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
  - 七 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。
  - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(準用)

- 第十五条** 第五条第二項から第四項まで及び第七条から第十二条までの規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「前項」とあるのは「第十三条」と、同条第三項及び第四項、第七条第三項並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条中「寄附金」とあるのは「寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金」と、第十条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第六条」とあるのは「第十四条」と、第十二条第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第五条第一項」とあるのは「第十三条」と、同項第一号中「第六条」とあるのは「第十四条」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

## 第四章 緑の募金

(緑の募金の性格)

- 第十六条** 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(意見の聴取)

- 第十七条** 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、当該緑の募金を行おうとする地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならない。

(寄附金の使途)

- 第十八条** 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。
- 2 都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第六条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める使途に用いる場合は、この限りでない。
  - 3 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第一項の規定により交付された寄附金を、第十四条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。

(計画の公告及び届出)

- 第十九条** 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使

途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(交付金の交付等の決定)

**第二十条** 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号（同条第二号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴かなければならない。

(結果の公告及び届出)

**第二十一条** 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行った緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号（同条第二号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てた当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(準用)

**第二十二条** 前三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第十九条中「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第二十条中「緑の募金による寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金又は第十八条第一項の規定により交付された寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、第二十一条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付された寄附金のそれぞれの総額、これらの寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

**第二十三条** 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならない。

## 第五章 雜則

(報告及び検査)

**第二十四条** 都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に対して、農林水産大臣は国土緑化推進機構に対して、これらの団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(省令への委任)

**第二十五条** この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰則)

**第二十六条** 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告又は届出をしなかった者
- 二 第二十二条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは届出をせず、又は虚偽の公告若しくは届出をした者
- 三 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 2 都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に対して同項の刑を科する。

## 附 則

この法律は、平成七年六月一日から施行する。

### 附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪处罚法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪处罚法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪处罚法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

## 2. 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則

(平成七年五月三十一日農林水産省令第三十四号)

最終改正：平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第八条第一項 及び第二項（同法第十五条において準用する場合を含む。）、第十四条第二号 及び第三号、第十八条第一項 及び第二項 ただし書並びに第二十五条の規定に基づき、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

（緑の募金の期間）

**第一条** 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の規定による緑の募金の実施期間は、農林水産省告示で定める。

（都道府県緑化推進委員会の指定の申請）

**第二条** 法第五条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 定款
  - 二 登記事項証明書
  - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
  - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
  - 五 法第六条 各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
  - 六 法第六条 各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（都道府県緑化推進委員会の事業計画書等の提出）

**第三条** 法第八条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始後二月以内に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。ただし、事業年度開始後二月以内に緑の募金を実施する都道府県緑化推進委員会にあっては、当該緑の募金の実施期間前に行わなければならない。

2 法第八条第二項に規定する事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

（国土緑化推進機構による助成を受けることが適當な者の要件）

**第四条** 法第十四条第二号の農林水産省令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 二以上の都道府県にわたる広域的な見地から森林の整備若しくは緑化の推進の事業を行う者又は当該事業を行う者に対して助成をする者であること。
- 二 森林の整備若しくは緑化の推進に係る国際協力を行う者又は当該国際協力を行う者に対して助成をする者であること。

（国土緑化推進機構が行うことが適當な事業の要件）

**第五条** 法第十四条第三号の農林水産省令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 全国的な見地から行う森林の整備又は緑化の推進の事業であること。
- 二 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力の事業であること。

（国土緑化推進機構への寄附金の一部の交付）

**第六条** 法第十八条第一項に規定する寄附金の一部の交付は、緑の募金の実施期間終了後に、国土緑化推進機構と各都道府県緑化推進委員会とが協議して定める額を、当該都道府県緑化推進委員会が国土緑化推進機構に交付して行うものとする。

（都道府県緑化推進委員会の寄附金の使途の例外）

**第七条** 法第十八条第二項 ただし書の農林水産省令で定める使途は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域内の住民と当該都道府県の区域外の住民との友好関係の増進を目的とする森林整備等を行う者又は当該森林整備等を行う者に対して助成する者に対して交付金の交付を行うことによる経費に充てること。
- 二 前号に規定する森林整備等の事業を行う経費に充てること。

(準用)

**第八条** 第二条及び第三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第二条の見出し中「都道府県緑化推進委員会」とあるのは、「国土緑化推進機構」と、同条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十三条」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第二項第五号 及び第六号 中「法第六条 各号」とあるのは、「法第十四条 各号」と、第三条の見出し中「都道府県緑化推進委員会」とあるのは、「国土緑化推進機構」と、同条第一項中「法第八条第一項」とあるのは、「法第十五条 において準用する法第八条第一項」と、「都道府県緑化推進委員会」とあるのは「国土緑化推進機構」と、同条第二項 中「法第八条第二項」とあるのは、「法第十五条 において準用する法第八条第二項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この省令は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

#### 附 則（平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号）抄

(施行期日)

- 1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

#### 5. 緑の募金の実施期間を定める件（平成7年農林水産省告示第734号）

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）  
第2条第2項の規定に基づき、緑の募金の実施期間を毎年2月1日から5月  
31日まで及び9月1日から10月31日までと定めたので、緑の募金による  
森林整備等の推進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第34号）  
第1条の規定に基づき、告示する。

### 3. 公益社団法人高知県森と緑の会定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県森と緑の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知県高知市に置く。

(支部及び地区森と緑の会)

第3条 この法人は、市町村を単位として支部を、県林業事務所及び県林業振興事務所の管轄区域を単位として地区森と緑の会を置くことができる。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力を推進し、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展を図り、併せて国際貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

(2) 次に掲げる者に交付金の交付を行うこと。

ア 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者

イ 森林整備等を行う者に対して助成をする者

(3) 森林整備等の事業を行うこと。

(4) 森林整備等に関する情報又は資料を収集し及び提供すること。

(5) 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 「緑と水の森林ファンド」の募金並びにその運用益により森林整備等に関する事業を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、緑の募金及び森林の整備等に関する事業でこの法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

#### 第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体。

(3) 名誉会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者で、理事長が推薦し、総会において承認され、本人の承諾を得たもの。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 正会員の入会にあたっては理事会の承認を得なければならない。

3 賛助会員の入会にあたっては理事長の承認を得なければならない。

4 理事長は、前2項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、入会したとき及び毎年度、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議する前に、総会においてその会員に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、前項の除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

(住所等の変更の届出)

第13条 会員は、その住所又は氏名（会員が団体であるときは、主たる事務所の所在地若しくは名称若しくは代表者の氏名又は定款若しくは寄附行為若しくはこれらに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なく理事長にその旨を届け出なければならない。

## 第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表、貸借対照表の附属明細書、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書の附属明細書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及びその他法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表理事が議長をつとめる。

(定足数)

第19条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によってその議決権を行えることができる。この場合においては、代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

3 第1項の規定に基づき代理行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第23条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の書面は、総会開催の日時の直前の業務時間終了時までに到達しないときは、効力を生じない。

3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第24条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、この法人の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提出して議決権の行使を行うことができる。この場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 10人以上14人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第27条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事に正会員以外の者を選任する場合は、現員数の過半数を超えない範囲で選任することができる。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

（理事の職務及び権限）

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 前項の理事長、副理事長及び専務理事は、第37条に定めるところにより、4箇月を超える間隔で年2回以上開催する理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。
- 4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、法令で定めるところにより、理事に対して理事会の招集を請求し、又は招集することができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の任期等）

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了時までとする。
- 4 理事又は監事は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第31条 理事及び監事は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、少なくとも総会の開催の日の1週間前までに当該役員に対して、その解任を審議事項とすることを書面をもって通知するとともに、総会において決議する前に、弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された常勤の理事又は理事会の承認を得た非常勤理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(顧問)

第33条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮詢に応じ、意見を述べるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 総会に付議すべき事項に関する事項の決定

(5) 総会の招集に関する事項の決定

(6) 事業を執行するための計画、組織及び管理の方法に関する事項の決定

(7) 内部規程の制定又は改廃に関する事項の決定

(8) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(招集)

第36条 理事会は、第29条第4項の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(1) 理事長以外の理事から理事長に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(2) 第29条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

5 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(開催)

第37条 理事会は、4箇月を超える間隔で年2回以上開催するほか、次の各号の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 前条第3項各号の規定による招集の請求があったとき。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第36条第3項各号の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決議等)

第39条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第7章 運営協議会

(設置)

第41条 この法人に、法の定めるところにより運営協議会を置く。

2 運営協議会は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営協議会は、この法人の運営の公平性及び透明性を確保し、地域の多様な意見をこの法人の運営に反映するよう努めなければならない。

(組織)

第42条 運営協議会は、委員10人以上20人以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、森林整備等に関して学識経験を有する者のうちから、知事の認可を受けて、理事長が任命する。

(任期等)

第43条 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 運営協議会の委員は、再任されることができる。

3 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会長)

第44条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によってこれを定める。

2 運営協議会の会長（以下この条において「会長」という。）は、運営協議会の会務を総理する。

3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の指名した委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第45条 運営協議会は、運営協議会の委員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 やむを得ない理由のため運営協議会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって他の委員に対して調査審議を行う権限を委任した場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(権限)

第46条 運営協議会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 緑の募金の目標額及び当該募金による寄附金の使途についての計画に関する事項。  
(2) 緑の募金による寄附金について第5条第2号の交付金を交付する場合の交付の相手方及びその額に関する事項。

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項。

(委任)

第47条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第48条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、森林整備等に関して専門的な知識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第49条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び分担金
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の種類)

第 50 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 51 条 財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を得て、理事長が別に定める。

(基本財産)

第 52 条 この法人の基本財産は、第 50 条第 2 項に定める財産とする。

2 前項の財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 53 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

2 緑の募金による寄附金は、その使途が明確に分かるように区分して経理する。

(事業年度)

第 54 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 55 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事現在数の過半数の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに知事に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 1 項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類のうち緑の募金に係る部分については、理事会の承認を得る前に、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。

3 緑の募金に係る事業のうち、公募による交付金事業については、運営協議会の意見を聴き、理事会での決議を受けた場合、理事長が専決できる。

4 第 1 項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 56 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 監事は、前項各号に掲げる書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成しなければならない。

3 理事長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、理事会において理事現在数の過半数の承認を経て総会に報告し、出席した正会員の 3 分の 2 以上の承認を得て、その事業年度終了後 3 月以内に知事に提出しなければならない。

4 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 57 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(借入金)

第 58 条 この法人がその事業年度の収入をもって償還する短期の資金の借入れをしようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

2 この法人が前項の借入れ以外の資金の借入れをしようとするときは、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 59 条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 60 条 この定款は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の決議を得て変更することができる。

(解散)

第 61 条 この法人は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消しに伴う贈与)

第 62 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合

(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。) には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。) 第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 63 条 この法人が清算するときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の決議を得て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 64 条 この法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

## 第 12 章 事務局

(設置等)

第 65 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の整備)

第 66 条 事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等に関する書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 役員及び職員の名簿及び履歴書並びに役員の就任承諾書
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

### 第13章 條則

(委任)

第67条 この定款に定めるものほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年7月31日）から施行する。

2 この法人の最初の理事長は川合通子、副理事長は熊瀬幸助、武市瑞穂とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 附 則（平成21年9月29日改正）

(施行期日)

1 この定款は、平成21年9月29日から施行する。

### 附 則（平成22年5月27日改正）

(施行期日)

1 この定款は、平成22年5月27日から施行する。

### 附 則（平成23年5月31日改正）

(施行期日)

1 この定款は、平成23年5月31日から施行する。

### 附 則（平成24年5月31日改正）

(施行期日)

1 この定款は、平成24年5月31日から施行する。

### 附 則（平成27年5月26日改正）

(施行期日)

1 この定款は、平成27年5月26日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成28年5月24日から施行する。

## 4. 公益社団法人高知県森と緑の会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県森と緑の会定款第8条に定める会費について必要な事項を定める。

### (会費)

第2条 正会員の年会費は、1口10万円とする。

第3条 賛助会員の年会費は、1口千円とし、団体は10口を、個人は3口を標準とし、口数はそれぞれの賛助会員の意思によって決する。

第4条 名誉会員は会費を納めることを要しない。

### (会費の使途)

第5条 第2条の正会員の会費は、管理運営経費と公益目的事業に使用する割合を50パーセントとする。第3条の賛助会員の会費は全額を公益目的事業に使用する。

### (会費の納入時期)

第6条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年7月31日）から施行する。

#### (施行期日)

1 この規程は、平成28年2月25日から施行する。

## 5. 公益社団法人高知県森と緑の会市町村支部設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県森と緑の会（以下「本会」という。）の事業を円滑に実施するため本会定款第3条に規定する支部について必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 支部の名称は、公益社団法人高知県森と緑の会（市町村）支部と称し、支部の前にそれぞれの市町村名を冠する。

### (事務所)

第3条 支部の事務所はそれぞれの支部市町村の関係課内に置く。

### (事業)

第4条 支部は、第1条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 本会定款第5条1号に規定する緑の募金の実施及び寄付金の管理
- (2) 本会定款第5条2号に規定する森林整備等の実施
- (3) 森林整備等に関する普及啓発
- (4) その他1条の目的達成に必要な事業

### (役員等)

第5条 支部は、支部長1名、副支部長1～2名、監事2名、事務局長1名を置く。

- 2 支部長は、市町村長がこれにあたる。
- 3 支部長は支部を代表し支部を統括する。
- 4 副支部長及び事務局長は支部長が指名する。
- 5 副支部長は支部長を補佐し、支部長の事故ある時は、その職務を代行する。
- 6 事務局長は支部の事務を処理する。

### (支部協議会)

第6条 支部長は、地域の緑化や森づくりを推進するため必要がある時は、支部協議会を置くことができる。

- 2 委員は支部長が委嘱する。
- 3 協議会に必要な事項は支部長が別に定める。

### (事業年度)

第7条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (補則)

第8条 この規定に定めるものほか、支部の会の運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

### (附則)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年7月31日）から施行する。

### (附則)

- 1 この規程は、平成21年9月10日から施行する。

### (適用期日)

- 1 この規程は、平成21年7月31日に遡及して適用する。

